

# 第30回 ヘルパー連絡会

12 / 16 (火) 10 : 00 ~ 11 : 00  
14 : 00 ~ 15 : 00  
12 / 17 (水) 10 : 00 ~ 11 : 00  
14 : 00 ~ 15 : 00

垂水ステーション

12 / 18 (木) 9 : 30 ~ 10 : 30  
11 : 30 ~ 12 : 30  
14 : 00 ~ 15 : 00

須磨ステーション

12 / 19 (金) 10 : 00 ~ 11 : 00  
14 : 00 ~ 15 : 00

ながさかステーション

# 議 題

1. スマイル・ライフの現状報告
2. 法令遵守（適正なサービス提供及びサービス提供記録等の作成について）
3. 事故事例報告
4. 茶話会

# 居宅サービス計画に沿った訪問介護サービスの提供 ( 第 16 条 )

**○ 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。**

・ 基本的に、訪問介護サービスは、居宅サービス計画第 2 表に記載されている目標を達成するために、第 2 表に記載されている援助内容を、第 6 表 ( サービス利用票 ) に記載されている月日の提供時間帯に提供されるものである。したがって、特段の理由なく、事業者や訪問介護員等の都合で援助内容やサービス提供日時を変更するのは、不適切である。

・ なお、やむを得ず、当日の利用者の状態変化により、居宅サービス計画通りに訪問介護サービスを提供できない場合には、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める ( 事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。 ) 範囲において、所要時間の変更は可能である。なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、必要な変更を行うこと。

# 記録とは

- ・ サービス提供記録とは、介護保険の対象となる適正なサービスを提供したことを挙証する書類であり、報酬請求の根拠となる書類である。そのため、記録に何らかの記載漏れ等の不備があり、適正なサービスを提供したことが確認できない場合には、介護報酬返還の対象となるほか、不正な記録と認められる場合には、行政処分の対象となる。
- ・ そのため、各訪問介護員には、記録の重要性について周知徹底を図るとともに、サービス提供責任者等は、訪問介護員が適正にサービス提供記録を作成していることを確認しなければならない。
- ・ 何らかの記載不備が認められた場合には、原則、介護報酬を請求するまでに、必要な対応を講じること。

# 記録すべき事項

- ・ サービス提供記録は事業所ごとに定める様式で作成するが、適正なサービスを提供したことが確認できるよう以下の事項を記載すること
- ＊ 訪問介護の提供日及び提供時間
- ＊ 利用者名及び訪問介護員名
- ＊ 身体介護・生活援助・通院等乗降介助の別
- ＊ 提供した具体的な身体介護サービス及び生活援助サービスの内容
- ＊ 利用者の心身の状況

・ 「提供した具体的なサービス内容」について、身体介護中心型の報酬を請求している場合は、当然、提供した具体的な身体介護サービスの内容が記載されていなければならない。

身体介護中心型の報酬を請求しているにもかかわらず、生活援助サービスの記録しかないために、適正な身体介護サービスを提供したことが確認できない場合は、介護報酬を返還せざるを得なくなる。

# 記録における注意点

- ・ 運営基準上、必ず、利用者からの確認の押印を受けなければならないという定めはないが、利用者から確認印の欄を設けたサービス提供記録の様式を使用している場合は、当然に、必ず利用者からの確認の押印を受けるべきである。また、後日、まとめて利用者から押印を受けるのは、適切とはいえない。
- ・ 訪問介護員が事業所にサービス提供記録を持ち帰ったあと、当該記録に記載不備や記載誤り等が判明した場合、当該利用者に説明のうえ、適切に対応すること。また、複写式の用紙を使用している場合には、当該利用者に説明のうえ、利用者控え分の記録についても必要な訂正等を行うこと。

# 事故事例報告

- ① 移動チェア、クローゼット扉破損。  
( H26.8 )
- ② 認知症利用者による暴力行為。  
( H26.8 )
- ③ ベッドから転落。  
( H26.12 )

# ① 移動式チェア、クローゼット扉破損。

## 概要

居室掃除サービス中、ベッド高さ調整時に移動式チェアを挟んでしまい、慌てて力を入れて引き抜いた。勢いあまりチェアがクローゼット扉にあたり破損。

## 今後の防止対策

- ・ 作業を行う前にベッド周囲の確認。
- ・ 慌てずに行動できる準備。



## ② 認知症利用者による暴力行為。

### 概要

認知症利用者宅掃除サービス中、利用者が不穏になり、「帰れ」と追いまわされた後、左腕をつかまれ顔面を殴打される。

### 今後の防止対策

- ・ 不穏の理由を探る。
- ・ 利用者の状態を把握。
- ・ 危険を想定して対応する。

## ③ ベッドから転落。

### 概要

ベッドからの離床介助時、両手でベッド柵を持ち端座位の利用者から、杖を取るため介助者が少し目を離した間にベッドからずり落ち転落。

### 今後の防止対策

- ・ 介助手順の確認。
- ・ 環境整備。